

# 定 款

日本オラクル株式会社

## 第 1 章 総 則

### (商 号)

第 1 条 当社は、日本オラクル株式会社と称し、英文名は ORACLE CORPORATION JAPAN と表示する。

### (目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータ・ソフトウェアの研究、開発、使用許諾、実施許諾、輸出入、販売、賃貸およびコンピュータネットワークを経由してコンピュータ・ソフトウェアを提供するクラウドサービスの提供
2. コンピュータ・ソフトウェアを記録する媒体物の制作および販売
3. コンピュータ・ハードウェアの製造、輸出入、販売、賃貸およびコンピュータネットワークを経由してコンピュータ・ハードウェアを提供するクラウドサービスの提供
4. コンピュータ・ソフトウェア、ハードウェアおよびこれらをコンピュータネットワークを経由して提供するクラウドサービスに関する技術援助
5. コンピュータ・ソフトウェア、ハードウェアおよびこれらをコンピュータネットワークを経由して提供するクラウドサービスに関する教育、技術指導および研修の提供ならびに自習教材の販売および提供
6. 経営コンサルティング業務ならびに情報システムに関するコンサルティングおよびシステム監査（情報システムの点検、評価、助言、勧告等）業務
7. 書籍、雑誌等の印刷物の出版および販売
8. 情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業
9. 投資業務
10. 労働者派遣事業
11. 前各号に付帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

### (機関)

第 4 条 当社は、指名委員会等設置会社として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会

2. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会
3. 執行役
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5億1,158万4,909株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。

(単元未満株式の権利制限)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 前条に規定する請求を行う権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- ② 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

### 第3章 株主総会

(招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- ② 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める執行役が取締役会の招集の決議を執行してこれを招集し、あらかじめ取締役会が定める取締役または執行役がその議長となる。

- ② 前項のあらかじめ取締役会が定めた議長となる取締役または執行役に欠員または事故があるときは、取締役会は速やかに議長となる他の

取締役または執行役を選任するものとする。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってなされるものとする。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

- ② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数

の決議をもって選任する。

- ② 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会議長等)

第22条 取締役会の決議により、取締役会議長1名を選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役の中から、会長及び副会長を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役会議長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事録は、法令の定めに従い作成する。

② 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、報酬委員会が定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 委員会

(各委員会の委員の選定)

第30条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって定める。

(委員会規則)

第31条 各委員会に関する事項は、法令、本定款または取締役会が定めるもののほか、各委員会が定める委員会規則による。

### 第5章の2 執行役

(執行役の員数)

第32条 当会社の執行役は、6名以内とする。

(執行役の選任)

第33条 執行役は、取締役会の決議により、これを選任する。

(執行役の任期)

第34条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役および役付執行役)

第35条 取締役会の決議により、代表執行役1名または複数名を選定する。

- ② 取締役会の決議により、執行役の中から、最高経営責任者、最高財務責任者、最高執行責任者、社長については各1名を、副社長、専務、常務については若干名を選定することができる。

(執行役の報酬)

第36条 執行役の報酬等は、報酬委員会が定める。

- ② 執行役が、当会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人の報酬等についても、前項と同様とする。

(執行役の責任免除)

第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。



(剰余金の配当の基準日)

- 第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。
- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。
  - ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第41条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
- ② 未払いの配当金には利息を付けない。

(附則)

1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

《沿革》

昭和57年	2月25日	制定
昭和58年	5月20日	一部改定
平成3年	4月17日	一部改定
平成5年	11月10日	一部改定
平成6年	4月8日	一部改定
平成7年	3月8日	一部改定
平成7年	9月18日	一部改定
平成8年	12月5日	一部改定
平成9年	2月24日	一部改定
平成9年	4月7日	一部改定
平成9年	6月1日	合併により、一部改定

平成10年	4月24日	一部改定
平成10年	8月21日	一部改定
平成11年	8月25日	一部改定
平成12年	8月24日	一部改定
平成14年	8月21日	一部改定
平成15年	8月21日	一部改定
平成16年	8月25日	一部改定
平成17年	8月24日	一部改定
平成18年	8月29日	一部改定
平成19年	8月29日	一部改定
平成20年	8月22日	一部改定
平成21年	8月27日	一部改定
平成27年	8月21日	一部改定
平成28年	8月24日	一部改定
平成29年	8月23日	一部改定
平成30年	8月22日	一部改定
令和2年	8月21日	一部改定
令和3年	8月20日	一部改定（第13条第2項につき令和4年7月4日付大臣確認）
令和4年	8月23日	一部改定